

市川市クリーンセンター余熱利用施設

整備・運営事業

実 施 方 針

平成14年12月20日

市 川 市

## 市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針

市川市（以下「市」という。）は、市川市クリーンセンター余熱利用施設（以下「本施設」という。）整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定しています。

市は、本施設が市民に直接的に公共サービスを提供する施設であることから、本事業をPFI事業として実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用、市の財政負担の縮減、市民へのより優れたサービスの提供が図られるものと考えています。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「PFI基本方針」という。）にのっとり、本事業の実施に関する方針として定めま

## 目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
IV	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
V	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	20
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	20
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	21
添付資料 1	位置図.....	23
添付資料 2	計画地現況図.....	24
添付資料 3	用地と施設の区分について.....	25
添付資料 4	予想されるリスク及び市と民間事業者の責任分担表（案）.....	26
	（様式 1）.....	29

# I 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業

### (2) 対象となる公共施設の概要

所在地	市川市上妙典1554番地
事業区域面積	約11,861㎡
地域地区	市街化調整区域
施設内容	市川市クリーンセンターから発生する余熱を有効利用する温水プール、温浴施設等で構成される健康増進施設。 プールゾーン、風呂ゾーン、休憩ゾーン、管理・共用ゾーン及び提案施設による余熱利用施設と駐車場等の外部施設で構成される。
延床面積	3,800㎡～5,000㎡の範囲で事業者の提案による。
建築面積	事業者の提案による。
供用開始	平成17年11月予定

### (3) 公共施設の管理者等の名称

市川市長 千葉 光行です。

### (4) 事業目的

市は、平成6年に稼働した市川市クリーンセンター（廃棄物処理施設）の付帯施設として、余熱利用施設の建設を計画し、市川市総合計画（I & I 2 1プラン）において整備すべき目標の一つに位置づけています。

市は「人と自然が共生するまち」をめざし、資源循環型社会の実現に努力しており、クリーンセンターにおいて、ゴミ焼却時に発生する余熱をこれまで発電に生かしてまいりました。更に、市川市総合計画では、新たな施策として、クリーンセンターから発生する余熱を有効利用して、多くの市民が健康増進のために、一年中利用でき、地域の活性化のために役立つ施設の整備を計画しているものです。

本事業は、子供から高齢者まですべての市民が利用できる、低廉で良質な「健康増進・リフレッシュ」、「ふれあい・交流」のための場を創造し、市民に提供することを目的としています。

## (5) 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおり予定しています。

- ①設計・建設期間：事業契約締結日（平成15年12月を予定）～施設供用開始
- ②運営期間：施設供用開始から15年間

## (6) 事業方式

本事業の事業方式は、事業者がPFI法に基づき自らの資金で本施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、事業期間終了後、事業者が本施設及び備品を市川市に無償で譲渡するBOT（Build-Operate-Transfer）方式とします。市は、本事業を行う土地について事業期間中、無償で事業者に貸し付けます。

## (7) 本事業の範囲

本事業において事業者が実施する事業の範囲は次のとおりとします。

### ア 施設整備業務

- ① 設計及びその関連業務
- ② 建設工事及びその関連業務
  - ・本施設の建設工事（各種引込工事、温泉掘削工事、駐車場整備工事等を含む）
  - ・工事監理
  - ・備品等の調達及び設置
  - ・施設整備に伴う各種申請等
  - ・工事に伴う近隣対策業務
  - ・市への所有権移転を目的とした仮登記に関する業務

### イ 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務（点検、保守、修繕、更新等）
- ② 建築設備保守管理業務（設備運転、監視、点検、保守、修繕、更新等）
- ③ 備品等保守管理業務（点検、保守、修繕、更新等）
- ④ 外部施設保守管理業務（点検、保守、修繕、更新等）
- ⑤ 清掃業務（余熱利用施設建物内部及び事業区域内の外部施設）
- ⑥ 植栽維持管理業務
- ⑦ 警備業務
- ⑧ 環境衛生管理業務

### ウ 運営業務

- ① プールゾーン運営業務
- ② 風呂ゾーン運営業務
- ③ 休憩ゾーン運営業務

- ④ 管理・共用ゾーン運営業務
- ⑤ 駐車場運営業務
- ⑥ 送迎バス運営業務
- ⑦ その他運営業務

※本事業に係る光熱水費は事業者の負担とします。（電気及び高温水については、市川市クリーンセンターより無償で供給されます。）

## エ その他業務

- ① 本施設の引渡し業務
- ② 本施設の所有権移転業務

## (8) 本施設におけるサービス提供の基本的な考え方

### ア 一般利用についての考え方

本施設では市民の誰もが低廉な料金で自由に施設を利用できる一般利用を基本的な利用形態と位置づけています。本施設の営業時にあつては、いつでも、だれでもが安全で衛生的に施設利用できることが確保されているものとします。

### イ 市による利用についての考え方

本施設の営業日のうち年間延べ6日を市民サービスデーとして、プールゾーン及び風呂ゾーンについて施設利用料を無料で市民利用に開放することを予定しています。市民サービスデーのうち1日は本市の市政施行日である11月3日に定め、残りの5日は市が事業者と協議の上、平日に定めるものとします。

現段階において市はこの他に市として本施設を利用することを予定していませんが、供用開始後に市による利用の必要が生じた場合、本事業への影響を考慮して、事業者と協議の上、相応の利用料を負担して利用するものとします。

### ウ 事業者による独自の提案プログラムについての考え方

市は、事業者の提案による有料の独自のプログラム（以下「提案プログラム」という。）の実施について、利用者の健康増進ニーズに対しより多様なサービスの提供が期待できることから望ましいと考えます。事業者はプールゾーンにおいてスイミングスクール等の独自の提案プログラムを以下の条件の下に実施することができます。

- ・提案プログラムの内容は本事業の事業目的に適合するものとし、事業者はその内容について事前に市の承諾を得ることとします。
- ・提案プログラムの実施に係る費用は全額事業者の負担とし、得られる収入は全額事業者の収入となります。
- ・提案プログラムの実施は、25mプール及び事業者による提案施設にて行うものとし、市民の一般自由利用を阻害しないために、25mプールのコース数の1/2以上のコース数（端数は切り上げて整数とする）は一般の自由利用を確保する。

- ・提案プログラムの実施時間は営業時間の1／2の範囲とし、時間帯は事業者の提案によるものとします。
- ・提案プログラムの料金については事業者が自由に設定できるものとします。ただし、本施設が公共施設であることへの配慮を求めるものとします。
- ・市民サービスデーの日は、事業者による提案プログラムの実施はできないものとします。

## エ 安全と衛生の管理についての考え方

事業者は、本施設の安全管理及び衛生管理については常にこれに配慮し、事故や施設の損傷、病原菌の発生等のないように運営を行うこととします。市は、本事業において安全と衛生の管理について特に重要な事項であると考えており、その具体的な対応策については、民間事業者からの積極的な提案を期待し、提案の審査事項とします。

## (9) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとします。

### ア サービス購入料収入

事業者が、本事業を契約で定める内容で実施することの対価として、市が事業者に支払うことによる収入。事業者が実施する事業範囲（I-1-(7)）に示す事業に要する総費用から「施設利用料収入」（I-1-(9)-イ）及び「その他の収入」（I-1-(9)-ウ）の運営期間にわたる合計額を控除し、運営期間にわたって平準化したもので、事業者からの提案に基づいて定められます。

サービス購入料は、事業者による「施設利用料収入」及び「その他の収入」の見込み金額に連動してその金額が決定されますが、市は、事業の安定性及び継続性の観点から過度に「施設利用料収入」及び「その他の収入」の見込み金額が多くなることは好ましくないと考えています。そのため、提案審査の基準におけるサービス購入料の提案額の占める比重について、事業者が過度の収入見込みを行う動機づけが小さくなるように設定することを考えています。

### イ 施設利用料収入

利用者が、プールゾーン、風呂ゾーン、集会室、大広間、及び駐車場を利用する施設利用料による収入。事業者が直接收受するものとします。施設利用料の料金体系及び金額設定については、事業者の判断にゆだねることを基本的な考えとしますが、市民の幅広い利用を担保するために市によって金額範囲を設定する等の一定の制限を設定し、その制限内で事業者が自由に設定できる方法とします。また、事業者はセット料金等利用者のニーズに適合する料金の設定を行うことができます。市の設定する料金の金額範囲については、要求水準書（案）に示します。

## ウ その他の収入

事業者のその他の収入として以下のものがあります。その他の収入については本施設が公共施設であることに配慮した上で、事業者が自由に料金を決定できるものとします。

- ① 事業者がプールゾーンの施設を利用して独自に行うスイミングスクール等の有料の提案プログラムによる収入
- ② 事業者が提案し、市の承認を得た業務による収入
- ③ 飲食施設の運営による収入

## エ サービス購入料の支払い方法

市の支払いは年12回(毎月1回)を予定しています。また、1回あたりの支払額は、事業期間中のサービス購入料の総額を事業期間中の支払い回数で均等割りした金額を原則とします。ただし、本施設の修繕更新業務に係る費用については、費用の発生と収入の時期がずれることの不合理が起こる場合があることを認識しており、修繕更新業務の実施時期に配慮した支払い方法について検討しています。詳細については、募集要項において示します。

## オ 物価の変動に伴うサービス購入料の改定

サービス購入料の金額については、物価の変動を考慮し、施設整備費用を除く部分について毎年サービス購入料の改定を行います。サービス購入料の改定については、客観的な指標を定め、その変動率に応じて行うことを予定しています。

## (10) 事業のスケジュール(予定)

### ア 事業契約等の締結

- ・優先交渉権者の選定 平成15年9月上旬
- ・仮契約 平成15年10月下旬
- ・本契約 平成15年12月下旬

### イ 事業期間

- ・設計・建設期間 平成16年1月～平成17年10月
- ・運営期間 平成17年11月～平成32年10月(15年間)
- ・施設の所有権移転 平成32年10月

## (11) 事業終了後の措置

事業期間の終了後、本施設及び備品の所有権は市に移転されます。その後、市は引き続き本施設を公共の用に供していく予定です。



## (12) 事業に関連する主な法令等

本事業の実施に当たっては、以下の法令等を遵守してください。

- ・ 建築基準法、千葉県建築基準法施行条例
- ・ 市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・ 市川市地階の建築の関する指導要綱
- ・ 都市計画法
- ・ 市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手續及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例
- ・ 千葉県車両出入口設置基準
- ・ 道路法
- ・ 消防法、市川市火災予防条例
- ・ 電波法
- ・ 電気事業法
- ・ 水道法、千葉県水道事業給水条例
- ・ 浄化槽法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 千葉県環境基本条例、市川市環境基本条例、市川市環境保全条例
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ・ エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ・ 公衆浴場法、千葉県公衆浴場法施行条例
- ・ 公衆浴場における水質基準等に関する指針
- ・ 公衆浴場における衛生等管理要領について（厚生労働省通知）
- ・ 温泉法、千葉県温泉指導要綱
- ・ スポーツ振興法
- ・ 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）
- ・ 千葉県遊泳用プール指導要綱

- ・労働安全衛生法
- ・食品衛生法、千葉県食品衛生法施行規則
- ・製造物責任法
- ・その他本事業の実施に係る法令等

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定します。

### (2) 選定方法

- ① 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行います。
- ② 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととしますが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行います。

### (3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せて、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表します。また、特定事業の選定を行わないことにしたときにも、同様に公表します。選定結果の公表は、公告の手続きをもって行います。

## II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業は、公募プロポーザル方式によって民間事業者を選定します。選定は、民間事業者の応募に係る負担の軽減を図る趣旨から第一次審査と第二次審査による二段階審査とします。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

平成14年12月20日（金）	実施方針の公表
平成14年12月20日（金）	実施方針に関する意見の受付
平成15年 2月26日（水）	特定事業の選定・公表
平成15年 3月上旬	<b>第一次募集の開始（第一次募集要項の配布）</b>
平成15年 3月上旬	募集要項についての説明会及び現地見学会
平成15年 3月中旬	募集要項等に関する第一回質問の受付
平成15年 3月下旬	募集要項等に関する第一回質問への回答
平成15年 4月中旬	<b>参加表明書・参加資格審査書類・第一次提案書の受付</b>
平成15年 4月中旬	参加事業者の公表
平成15年 5月上旬	第一次審査通過者の公表
平成15年 5月上旬	<b>第二次募集の開始（追加資料等の配布）</b>
平成15年 5月上旬	募集要項等に関する第二回質問の受付
平成15年 5月中旬	募集要項等に関する第二回質問への回答
平成15年 7月中旬	<b>第二次提案書の受付</b>
平成15年 7月中旬	参加事業者の公表
平成15年 8月上旬	第二次提案書のヒアリング
平成15年 9月上旬	<b>優先交渉権者並びに次点交渉権者の選定・公表</b>
平成15年10月下旬	仮契約締結
平成15年12月下旬	議会承認後、契約締結

#### (2) 要求する性能及びサービス水準

本事業の対象となる施設に要求する性能、運営並びに維持管理保守業務について要求するサービス水準は、要求水準書（案）において示します。

### (3) 応募者の資格等

#### ア 応募者の構成等

プロポーザルに参加する民間事業者（以下「応募者」という。）の構成等は次のとおりです。

- ① 応募者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業により構成されるものとし、応募者グループを代表する企業1社を「代表企業」として定めます。代表企業は市との交渉窓口となります。設計企業、建設企業及び維持管理企業は、同一の企業とすることも可能とします。
- ② 応募者の構成員の変更は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行います。
- ③ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません
- ④ 優先交渉権者は、仮契約締結までに、本事業を実施する特別目的会社（SPC）を市川市内に設立するものとします。また、代表企業はSPCへ出資することとし、その出資比率は出資者中最大となるようにしてください。

#### イ 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を満たさなければなりません。

- ① 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務内容を有していること。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ③ 設計企業は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ⑤ 運営企業は、屋内プール施設の運営実績を有し、本事業を確実に遂行できる能力を有していること。
- ⑥ 維持管理企業は、本事業を確実に遂行できる能力を有していること。

#### ウ 応募者等の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び構成員のアドバイザーとなることはできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 市の指名停止措置を受けている者
- ③ 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者
- ④ 下記の各法律の規定による各申立てがなされている者。
  - a 商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

- b 破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て
  - c 旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
  - d 会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て
  - e 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑤ 本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者及びこの者と親会社・子会社の関係にある者。なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりです。
- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
  - ・株式会社 梓設計
  - ・三井安田法律事務所
- ⑥ 本事業の選定審査委員会委員

## エ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、第一次提案書提出日を予定しています。ただし、優先交渉権者（又はこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者）については、事業契約締結日までに上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

## オ 応募に係る提出資料

市は第一次提案書提出時に応募者から次の資料を提出していただくことを予定しています。なお、第二次募集の際に提出していただく資料は募集要項で示します。

- ① 参加資格審査書類
  - a 参加表明書（代表企業を明記）
  - b 応募者構成員メンバー表
  - c 会社概要及び決算報告書（応募者構成員全社分、決算報告書は直近3カ年）
  - d 納税証明書（応募者構成員全社分、直近1カ年）
  - e 法人登記簿謄本（応募構成員全社分）
  - f 設計企業及び建設企業の参加資格要件が確認できる登録証・許可証の写し
  - g 運営企業及び維持管理企業の参加資格要件の満足を説明する書類
- ② 第一次提案書類
  - a 本事業の実施の基本的な考え方について
  - b 本事業の実施体制について
  - c 本事業の施設内容と規模の設定の考え方について
  - d 本事業の運営についての考え方

#### (4) 提案審査及び事業者の選定に関する事項

##### ア 選定審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等により構成される市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業に係る民間事業者選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において行います。

選定審査委員会の委員は下記の通りです。

(委員長)	植田和男	(特定非営利活動法人日本PFI協会 専務理事)
(副委員長)	浅野平八	(日本大学生産工学部 建築工学科教授)
(委員)	中村玲子	(政策研究大学院大学 教授)
	野口孝史	(石津・野口公認会計士事務所 所長)
	原 早苗	(内閣府PFI推進委員会 委員)
	前田 博	(三井安田法律事務所 弁護士)
	矢崎俊樹	(財団法人日本健康開発財団 主席研究員)
	本島 彰	(市川市建設局 局長)
	鈴木孝男	(市川市環境清掃部 部長)

##### イ 審査内容

第一次審査では、以下の審査項目による審査を予定しており、上位3～4グループを選定します。

- ① 資格審査
- ② 本事業の実施の基本的な考え方について
- ③ 本事業の実施体制について
- ④ 本事業の施設内容と規模の設定についての考え方について
- ⑤ 本事業の運営についての考え方

また、第二次審査では以下の審査項目による審査を予定しています。第二次審査では市の負担額を審査項目とするものの、市の負担額以外の提案内容及び事業の継続性・安定性等を重視した審査を行う考えです。なお、優先交渉権者の選定に係る決定基準は募集要項等に記載する予定です。

- ① 設計・建設計画について
- ② 維持管理計画について
- ③ 運営計画について
- ④ 事業計画について
- ⑤ 市の負担額について

## ウ 事業者の選定

選定審査委員会は応募者からの提案書を審査し、最も優れていると認められる優秀提案、次点の提案及び全応募者グループの評価結果を市長に報告します。市長は選定審査委員会の報告を受けて優秀提案及び次点の提案を優先交渉権者及び次点交渉権者と決定します。

市は優先交渉権者と協議を行い協議が整った場合は、その者と事業契約を締結します。優先交渉権者との協議が整わない場合は、市は次点交渉権者と協議を行います。

## エ 審査結果の公表

選定審査委員会における審査の経過及び結果は、市長が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した後にこれを公表します。それまでは審査に関する問い合わせには一切回答しません。ただし、選定審査委員会は、必要があると認める場合に限り、市と協議の上、選定審査委員会の会議における検討及び審査の途中結果を公表することがあります。

また、本事業に関し個別に選定審査委員に働きかけ等を行なった場合は、当該参加事業者を構成員に含むグループは失格とします。

## オ 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用できるものとし、また、契約に至らなかった応募者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しません。なお、提出を受けた書類は返却しません。

## カ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負います。

### Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 予想される責任及びリスクの分類・分担

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものとし、この考え方に基づいて市の考える本事業の設計・建設・運営並びに維持管理において発生するリスクの分類・分担を、添付資料4に示します。このリスク分類・分担は、今後、実施方針等の意見を踏まえ変更されることがあります。

#### 2 提供されるサービス水準・仕様

本事業における施設の設計、建設、維持管理、運営に関するサービス水準及び仕様は、要求水準書（案）において示します。

#### 3 市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

##### （1）モニタリングの実施

市は、事業者が実施する施設の設計、建設、維持管理、運営の実施状況について、モニタリングを行い、契約で定められた性能基準、サービス水準を選定事業者が遵守していることを確認します。モニタリングに必要な費用は原則として市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な書類等の整備について協力するものとし、

##### （2）モニタリングの実施時期と内容

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は以下のとおりとします。  
なお、モニタリング方法等の詳細については募集要項等において示すこととします。

##### ア 設計段階

基本設計及び実施設計の完了時に、事業者による設計内容が契約に定める性能基準を満たしているか確認を行います。

##### イ 施工段階

工事期間中定期的に、事業者による建設工事について工事施工、工事監理の状況について確認を行います。また、災害や事故の発生等の場合は必要に応じて随時確認を行います。

##### ウ 完成時

建設工事の完成時に、事業者により建設された施設・設備等が契約に定める性能基準を満たしているか確認を行います。



## エ 維持管理・運営段階

事業者により提供されるサービスの水準が契約で定める水準を満たしているか確認を行います。また、事業者の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行います。

## オ 施設引渡し時（事業終了時）

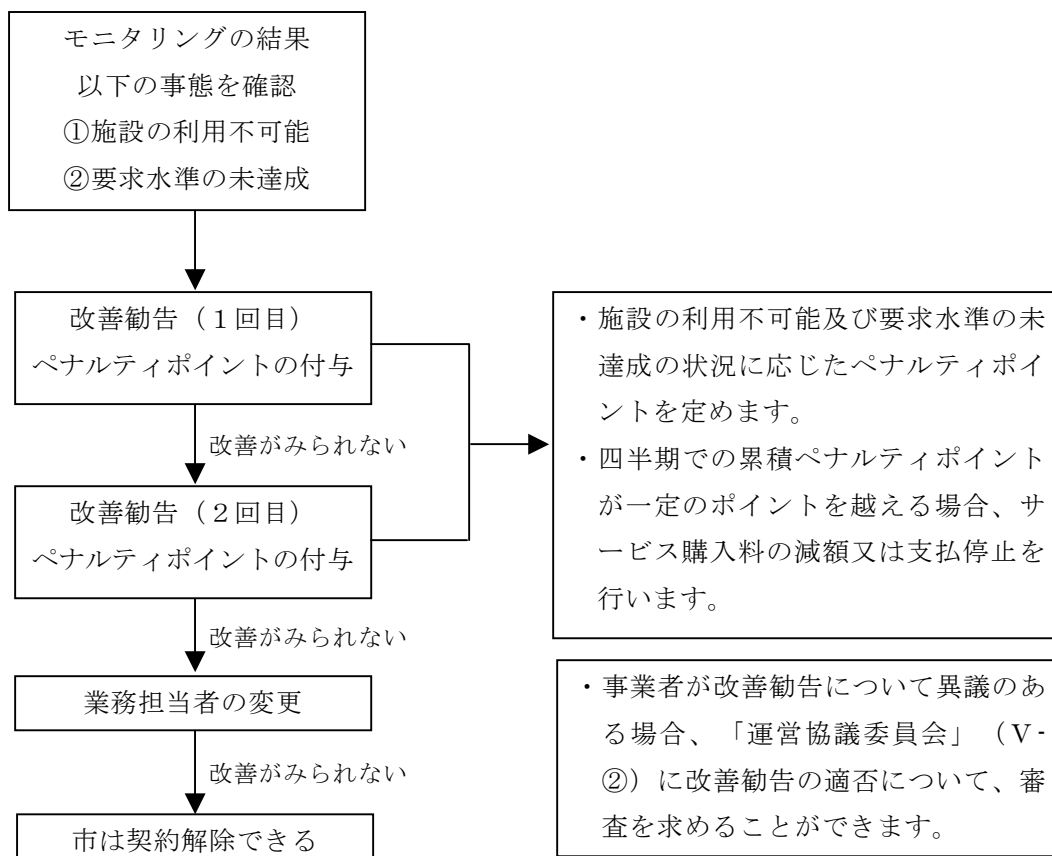
事業期間終了時、市は事業者から施設の譲渡を受けるにあたり、施設が譲渡後継続して使用できる一定の水準を満たしているか確認するために譲渡前検査を行います。譲渡前検査は、運営協議委員会（V-②）に市と事業者の各々が選任した技術的な知識を有する者を加えて行うものとし、施設の譲渡にあたり満たすべき施設の水準については、要求水準書（案）に示します。

### （3）モニタリング結果についての対応

市はモニタリングの結果、事業者が契約に定める性能基準・サービス水準及び契約条項を満たしていないと判断される場合は、事業者に改善を求めることとし、場合により一定のルールに基づく市からのサービス購入料支払額の減額等の措置を行うものとします。

なお、維持管理・運営段階以降において減額等の措置を行う場合、市からのサービス購入料支払額のうち施設整備費相当部分は減額の対象にしないこととします。

サービス購入料支払額の減額の手順フローの基本的な考え方は以下のとおりです。ペナルティポイントの設定等、詳細については募集要項等において示すこととします。



#### IV 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 計画地の立地条件

(1) 計画地条件 ※添付資料1「位置図」 参照

所在地	市川市上妙典1554番地
地域指定	市街化調整区域 用途地域の指定なし
容積率	400% (都市計画法による) ただし、提案では100%として計画すること
建ぺい率	70% (都市計画法による) ただし、提案では50%として計画すること
接道条件	建築基準法第42条1項1号 (敷地延長・幅員6m)
交通	JR京葉線 二俣新町駅から約1.5km 営団地下鉄東西線 原木中山駅から約2.2km
財産区分	行政財産

※計画地は都市計画法及び建築基準法を一部改正する法律(平成12年5月19日)の施行により、平成16年5月17日までの間に、白地地区の建築制限がかかる予定です。

※本事業では、都市計画法の規定により、開発行為の許可が必要となります。市は県に事業の趣旨並びに整備方針、予定施設の概要説明を行っていますが、許可の取得は事業者が行うものとします。

(2) 事業区域面積 ※添付資料2「計画地現況図」、資料3「用地と施設の区分について」参照

本事業の対象となる「事業区域」は「余熱利用施設用地」、「通路部分」、「駐車場用地」及び「第二駐車場用地」からなります。

	面積	所有者	現況	備考
余熱利用施設用地	5,820㎡	市川市	更地	
通路部分	641㎡	国	通路	平成16年度以降譲渡予定。それまでは使用許可にて占用予定。
小計①	6,461㎡	実測面積		余熱利用施設の建築対象敷地
駐車場用地	約5,000㎡	市川市	芝生広場等	現況を変更し駐車場を整備
第二駐車場用地	約400㎡	市川市	駐車場	既に整備済み。運営、維持管理を行う
小計②	約5,400㎡	概測面積		建築対象敷地でない
事業区域面積	約11,861㎡	概測面積		

### (3) その他の施設計画上の条件

計画地におけるその他の施設計画上の条件については、要求水準書（案）において示します。

## 2 施設の整備の方針

本施設の整備についての市の基本的な方針は、次のとおりです。

### ① 市民の利用促進が図れる魅力ある施設

本事業をPFI事業として実施することで、民間の経営能力、技術能力が発揮された魅力の高い施設として整備・運営されることを期待しています。そして、より多くの市民に利用していただくことを期待しています。

### ② 良好な都市環境づくりに配慮した施設

本施設の整備にあたり、江戸川に隣接する敷地特性を活用する等、周辺地域の良好な都市環境形成に貢献すべきと考えています。

### ③ 地球環境に配慮した施設

本施設の整備にあたり、省資源、省エネルギー、廃材活用、雨水利用等を積極的に導入し、地球環境に配慮した施設づくりがなされるべきと考えています。

### ④ ユニバーサルデザインに配慮した施設

「年齢や能力にかかわらずすべての人が利用できる製品・建物・環境の創造」というユニバーサルデザインの理念が、本事業で配慮されることが望ましいと考えています。

### ⑤ 安全性を確保した施設

市民が直接的に利用するプール及び温浴施設等からなる本施設において、利用者の安全を確保することが全てにおいて優先されるべきであると考えています。

## 3 施設の概要

本施設は、市が最低限必要と定める「必要施設」、市ができれば整備されることが望ましいと考える「要望施設」、事業者が独立採算を前提に提案する「提案施設」の3つの性格の施設で構成されます。

### (1) 市が最低限必要と定める「必要施設」

#### 「余熱利用施設」

#### ① プールゾーン

25mプール（4コース以上、可動床機能付）、多機能プール、子供プール、プールサイド、採暖室、監視室、救護室、更衣室、身体障害者更衣室、シャワー室、プール附属トイレ、通過式洗浄設備、器具庫

#### ② 風呂ゾーン

浴室（各種浴槽）、露天風呂、サウナ室、脱衣室、トイレ、温泉機能

③ 休憩ゾーン

大広間、集会室、飲食施設、厨房

④ 管理・共用ゾーン

フロント受付、ロビーラウンジ（情報コーナー）、シューズロッカー室、事務室、従業員休憩室、会議室、倉庫、機械室、電気室、発電機室、エレベーター、トイレ、廊下、階段

「外部施設」

① 駐車場（合計220台以上）

一般車駐車場、身体障害者用駐車場、マイクロバス用駐車場、大型バス用駐車場

② その他

駐輪場、緑地、車路、歩道、外灯、屋外サイン、雨水貯留施設、ごみ集積所 等

※詳細については要求水準書（案）に示します。

（2）整備されることが望ましい「要望施設」

市は、民間事業者の創意により、本施設に以下のような施設・機能が整備されることを望んでいます。「要望施設」については、整備を行う提案に対して評価が得られるように提案審査の基準において配慮するものとします。

① 施設の独自性を高める施設・機能

② 余熱（電力・高温水）を有効活用する施設・機能

③ 省エネルギー、省資源、地球環境に配慮した施設・機能

（3）事業者からの提案による「提案施設」

事業者は、スタジオ、トレーニング室等、本事業の事業目的に適合する民間収益施設を全額事業者の負担により設置・運営し、当該施設運営により得られる収入を自らの収入とすることができます。

## 4 温泉機能の整備について

### ア 基本的な考え方

① 本事業では事業目的をより高い水準で達成する観点から、温泉機能を必要施設に位置付け、本施設に温泉機能を整備するものとします。

② 温泉機能の整備については、市で行った「市川市クリーンセンター余熱利用施設温泉源探査調査（平成14年11月）」（以下「温泉源探査調査」という。）の調査結果を参考に市が想定した温泉内容（以下「想定温泉内容」という。）に基づいて、事業者にて温泉掘削工事、必要設備の整備を行い、風呂ゾーンで利用するものとします。

※想定温泉内容については要求水準書（案）において示します。

③ 整備された温泉機能に係る設備の維持管理は事業者が行うものとします。

- ④ 整備される温泉の源泉権（温泉所有権）は土地所有者である市に帰属するものとします。
- ⑤ 温泉については温泉掘削の結果利用できない、又は、運営期間中に利用できなくなるリスクがあることを予め認識し、温泉が利用できなくても十分に営業が可能な施設内容及び運営内容を計画することとします。
- ⑥ 温泉整備に必要な許認可に係るスケジュールを十分考慮することとします。なお、許認可に係る想定スケジュールは要求水準書（案）に示します。

#### イ 提案にあたっての考え方

提案にあたっては、温泉掘削の結果、温泉が利用できないこととなった場合も、本事業への影響を極力抑えるように、以下のとおり考えます。

- ① 施設計画（風呂ゾーン）は温泉が利用できることを前提に計画するものの、温泉が利用できない場合でも、上水を高温水で加温して運営する等、通常の温浴施設として十分機能する計画内容とします。
- ② 施設整備費には、温泉掘削工事費を含めます。また、温泉が利用できることを前提とした事業者の提案内容の仕様・設備に係る整備費用を含めます。
- ③ 各年の維持管理費についても温泉が利用できることを前提として算定します。
- ④ 各年の光熱水費についても温泉が利用できることを前提として算定します。（温泉が利用できない場合、上水代はコストアップ要因、電気代は無償供給なので影響がないものと考えます。）
- ⑤ 利用者からの利用料収入については、温泉が利用できることを前提として設定します。

#### ウ. 温泉機能の整備に関するリスクについての考え方

##### ① 温泉の許認可取得リスク

温泉の掘削及び利用に関する許認可は、事業者が取得するものとします。市は事前に県に事業の趣旨等の説明を行います。許認可の取得に関するリスクについては、申請書類の不備、申請手続の不手際等事業者の責によるものは事業者が負担し、事業者の責によらないものは市が負担することとします。

##### ② 温泉掘削の結果、想定温泉内容と異なるものの市が妥当と認める範囲内の費用負担による掘削工事内容の変更、設計変更、仕様変更等で温泉が利用可能な場合

この場合は、市の費用負担で温泉掘削工事内容の変更、設計変更、仕様変更等を実施し、事業者は温泉を利用して風呂ゾーンの運営を行います。

##### ③ 温泉掘削の結果、想定温泉内容と異なり、温泉が利用できない場合

温泉掘削の結果、温泉が利用できないことが判明した場合、事業者は上水をクリーンセンターから供給される高温水で加温して風呂ゾーンの運営を行うものとします。市は温泉を利用するための設備の削除等、施設の設計及び仕様変更を事業者に求めるものとします。この場合、事業スケジュールの遅延及び設計費の増加については市が

リスク負担するものとします。また、設計及び仕様変更に基づく施設整備費の増減、供用開始後の各年の維持管理費、光熱水費の増減、利用料収入への影響は、市と事業者で協議の上、サービス購入料を見直すこととします。

④ 供用開始後において、温泉枯渇等の理由で温泉が利用できなくなった場合

この場合は、事業者は上水をクリーンセンターから供給される高温水で加温して風呂ゾーンの運営を行うものとします。これに伴う各年の維持管理費、光熱水費の増加については、市がリスクを負担するものとします。ただし、利用料収入への影響は、市と事業者で協議の上、サービス購入料を見直すこととします。

※温泉の利用可能及び不可能の定義については募集要項において示します。

## 5 その他本事業の実施にあたって留意すべき事項

本事業の実施にあたって留意すべき事項として、以下の事項が挙げられます。これらの事項における留意すべき内容については要求水準書（案）に示します。

- ① 地下廃棄物層と地下工事について
- ② 江戸川スーパー堤防計画について
- ③ 東京外かく環状道路計画について

## V 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- ① 市と事業者は、誠意をもって協議するものとします。
- ② 市が事業者と締結する事業契約もしくはそれらの規定の解釈又はそれらの契約の規定にない事項について疑義が生じた場合、市と事業者は事業契約に基づき、学識経験者から市並びに事業者が各自指名により選任される委員2名と、かかる委員の合意による指名に基づき選任される委員1名から構成される計3名の委員からなる「運営協議委員会」を設置します。市と事業者は、疑義について運営協議委員会の斡旋に基づき、その解決のために協議するものとします。運営協議委員会の運営に係る費用については市と事業者で分担とします。
- ③ かかる運営協議委員会による斡旋が功を奏せず不調に終わった場合には、裁判手続きによって紛争を解決するものとします。事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とします。
- ④ 斡旋手続きの詳細については事業契約において規定します。

## VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を講じます。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の実施を求めることとします。契約に基づく市による複数回の改善勧告を含む業務改善の手続きを経て、なお事業者が改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができます。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができます。
- ③ 前2項の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができます。
- ② 前項の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償します。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市並びに事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市並びに事業者は、事業継続の可否について協議します。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市並びに事業者は、事業契約を解除することができます。

### 4 金融機関と市の協議

事業の安定的な継続を図るために、市は、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ事業者に本事業に関して資金を融資する金融機関と適切な取決めをするための協議を行います。

### 5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めます。

## VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりです。

- ① 市は、事業者が、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めます。
- ② 市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行いません。

## VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案及び事業契約に関する議案を平成15年12月市川市議会定例会に提出予定です。

### 2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とします。



### 3 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見の受付

#### （１）受付方法

この実施方針及び要求水準書（案）に関する意見がある場合には、添付（様式１）に記入し、Eメール、FAX又は郵送により、提出してください。なお、FAX又は郵送の場合は意見書の内容を記録したフロッピーディスク（Windows版 Microsoft Word形式）も併せて提出してください。

#### （２）受付期間

平成14年12月20日（金）から平成15年1月9日（木）午後5時まで

#### （３）意見の受付窓口

市川市 環境清掃部 リサイクル推進課 清掃施設担当

〒272-0023

千葉県市川市南八幡2-18-9 （分庁舎A棟）

電話 : 047-334-1111 内線3633～3635

FAX : 047-370-9160

メールアドレス : recycle-suishin4@city.ichikawa.chiba.jp

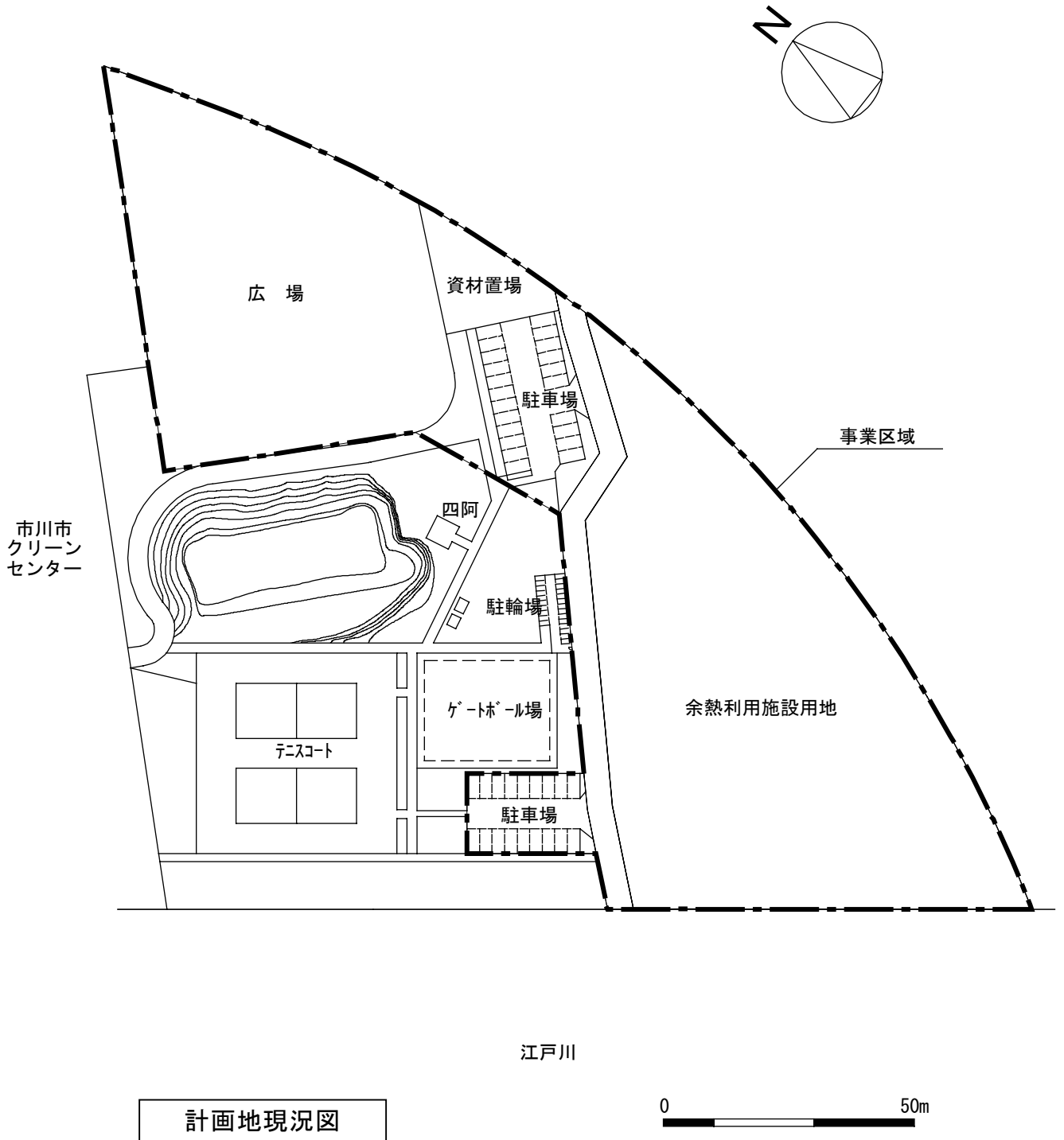
当実施方針はインターネットでも閲覧できます。

市川市役所ホームページアドレス <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>

添付資料 1 位置図



添付資料2 計画地現況図



### 添付資料3 用地と施設の区分について

#### ○用地の区分

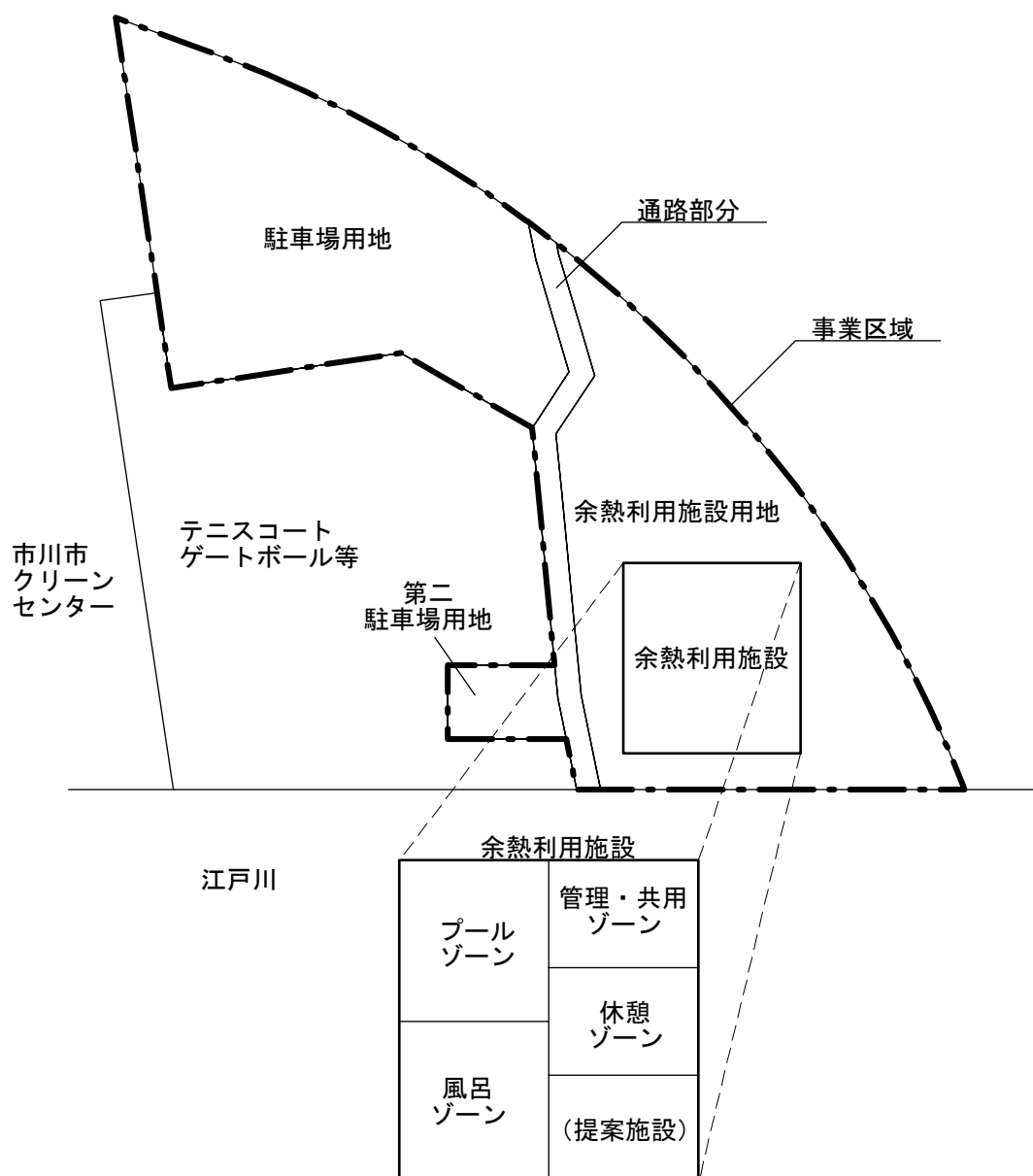
「事業区域」は「余熱利用施設用地」、「駐車場用地」、「通路部分」、「第二駐車場用地」で構成される。

#### ○施設の区分

「本施設」は「余熱利用施設」と「外部施設」から構成される。

「余熱利用施設」は「プールゾーン」、「風呂ゾーン」、「休憩ゾーン」、「管理・共用ゾーン」及び「提案施設」で構成される。

「提案施設」は他のゾーンの中に設置することも、独立したゾーンとして設置することも可能である。



添付資料 4 予想されるリスク及び市と民間事業者の責任分担表（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	分担
共通	募集要項等の誤り	募集要項等の誤りや内容の変更に関するもの	○		
	法令等の変更	国内事業者に一般的に適用される法令の変更に関するもの 上記以外の法令の変更に関するもの	○	○	
	許認可の取得・遅延	都市計画法の開発許可、温泉法の温泉掘削・利用に係る許可について申請書類の不備、申請手続の不手際等、事業者の責によるもの			○
		都市計画法の開発許可、温泉法の温泉掘削・利用に係る許可について、事業者の責によらないもの	○		
		上記以外で本事業に必要な許認可に関するもの			○
	税制変更	消費税の変更による費用の変化	○		
		消費税以外の税の変更による費用の変化			○
		国内事業者に一般的に適用される税制の新設			○
		P F I 事業及び本事業に固有に適用される税の新設	○		
	住民問題	本施設の設置及び行政サービスの実施についての住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	○		
		上記以外のもの（調査・設計・工事及び維持管理・運営に係わる住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等）			○
	地下廃棄物層	地下廃棄物層による事業の円滑な実施に支障をきたす影響	○		
	江戸川スーパー堤防計画	江戸川スーパー堤防計画による事業の円滑な実施に支障をきたす影響	○		
	東京外かく環状道路計画	東京外かく環状道路整備事業が本事業の用地だけに及ぼす影響で、本事業の円滑な実施に支障をきたす影響	○		
		事業スケジュールの遅延を含む上記以外の影響			○
	資金調達	本事業に必要な資金の確保に関するもの			○
	第三者賠償	事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害賠償			○
		市の責めに帰すべき事由による第三者への損害賠償	○		
	事故	市の活動に係わる事故等の発生に関するもの	○		
		事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる事故等の発生に関するもの			○
上記以外で設計・建設・維持管理・運営上の事故等の発生に関するもの				○	
環境問題	不適切な工事、運営等事業者による原因による周辺環境の悪化に関するもの			○	
	上記以外で事業者による原因による周辺環境の悪化に関するもの	○			
事業の中止・延期	許認可等の遅延、事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等に関するもの			○	
	市の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等に関するもの	○			
不可抗力	不可抗力（戦争、暴動、天災等）による損害、費用の増加、事業の中止に関するもの			○	
計画・設計段階	応募提案費用	応募提案費用の負担に関するもの			○
	契約締結	市の事由により契約が結べない、契約手続きに時間がかかる、又は P F I 契約の議決が得られない場合等に関するもの	○		
		事業者の事由により契約が結べない、契約手続きに時間がかかる、又は P F I 契約の議決が得られない場合等に関するもの			○
	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○		
		事業者が実施した測量・調査に関するもの			○
	計画変更	市の提示条件・指示の不備・変更に関するもの	○		
		上記以外の要因による不備・変更に関するもの			○
設計等の完了遅延	市の提示条件・指示の不備・変更に関するもの 上記以外の要因による不備・変更に関するもの	○			

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	分担
設計段階	設計費等の超過	市の提示条件・指示の不備・変更に関するもの	○		
		上記以外の要因による不備・変更に関するもの		○	
	設計図書等の瑕疵	設計図書等の成果物の瑕疵に関するもの		○	
	物価変動	インフレ・デフレ		○	
	金利変動	金利の変動		○	
建設段階	用地	建設予定地の確保に関するもの	○		
		用地について予見不可能な事由による建設費の増大、工期遅延が生じた場合に関するもの	○		
		建設に要する資材置場の確保に関するもの		○	
		地中障害物（地下廃棄物層は除く）に関し、市が把握し事前に公表したもの		○	
		地中障害物（地下廃棄物層は除く）に関する上記以外のもの	○		
	工事の遅延	市の提示条件、指示の不備・変更により工事が遅延又は完成しないことにより、供用開始が契約より遅延する場合	○		
		上記以外の理由により工事が遅延又は完成しないこと等により、供用開始が契約より遅延する場合		○	
	施工監理	施工監理、建設現場の安全管理を怠ったことにより生じる損害及び一切の追加費用負担に関するもの		○	
		設備機器・施設、工事機械、原料等の盗難もしくは損傷により生じる損害及び一切の追加費用負担に関するもの		○	
	工事費の増大	市の提示条件、指示の不備・変更に関するもの	○		
		上記以外の要因に関するもの		○	
	性能	要求水準等の不適合（施工不良を含む）に関するもの		○	
	本施設の損傷	使用前に工事目的物や材料、関連工事等により生じた損害に関するもの		○	
	温泉掘削	温泉掘削の結果、泉量、泉質、泉温、掘削深度等が想定したものと異なり温泉水利用のために追加費用が必要となる場合	○		
		温泉掘削の結果、泉量、泉質、泉温、掘削深度等が想定したものと異なり温泉水が利用できない場合の運営費用の変動に関するもの	○		
温泉掘削の結果、温泉水が利用できない場合の運営収入の変動に関するもの				○	
物価変動	インフレ・デフレ		○		
金利変動	金利の変動		○		
維持管理・運営段階	支払遅延・不能	市のサービス対価の支払遅延・不能に関するもの	○		
	事業内容の変更	用途変更等、市の責めによる事業内容等の変更に関するもの	○		
		上記以外の要因による事業内容等の変更に関するもの		○	
	性能	要求水準等の不適合に関するもの		○	
	維持管理・運営費の増大	市の責めによる事業内容等の変更等に起因する維持管理・運営費の増大に関するもの	○		
		上記以外の要因による維持管理・運営費の増大（物価・金利変動によるものを除く）		○	
	物価変動	インフレ・デフレ			○
	金利変動	金利の変動		○	
	本施設の損傷	市の事由による施設・備品等の損傷に関するもの	○		
		劣化による施設・備品等の損傷に関するもの		○	
		第三者の事由の事故・火災等による施設・備品等の損傷に関するもの		○	
	修繕費の増大	修繕費が予想を上回った場合に関するもの		○	
需要の変動	本施設の利用者数の増減に関するもの		○		
	提案プログラム、提案施設、及び飲食施設の実施に係る需要の変動に関するもの		○		
技術革新	事業期間中の技術革新により、施設・設備の改良もしくは更新が必要となる場合に関するもの		○		
運営	本施設の運営に関するもの（不適切な運営等）		○		
	運営時の周辺環境への配慮、住民対策、苦情処理に関するもの		○		

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	分担
維持管理・運営段階	クリーンセンターからの電気・高温水の供給	電気・高温水の供給に支障が生じた場合で、市川市クリーンセンター側の設備の故障等市の業務責任範囲に関するもの	○		
		電気・高温水の供給に支障が生じた場合で、余熱利用施設側の設備の故障等事業者の業務責任範囲に関するもの		○	
	温泉	温泉の利用に支障が生じた場合で、設備の故障等事業者の業務責任範囲に関するもの		○	
		温泉の枯渇、温泉湧出量の減少・泉質・泉温の変化等、温泉自体の原因により温泉水の利用に支障が生じた場合の運営費用の変動に関するもの	○		
		温泉の枯渇、温泉湧出量の減少・泉質・泉温の変化等、温泉自体の原因により温泉水の利用に支障が生じた場合の運営収入の変動に関するもの			○
	光熱水費	水道料金などが増減することにより生じる利益又は費用の負担に関するもの		○	
クリーンセンターの建替え	クリーンセンターが事業期間中に建替えられることとなった場合の本事業への影響に関するもの	○			
移管段階	移管手続き	本施設の移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○	
	施設性能・状態	事業終了時に施設の所定の性能・状態が確保されない場合に関するもの		○	

(様式 1)

平成 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書

市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針及び要求水準書（案）について、意見がありますので、提出します。

会 社 名 \_\_\_\_\_

本 社 所 在 地 \_\_\_\_\_

担当者 所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

資料名 頁	項目番号 項目	意 見 内 容

※意見は、簡潔にまとめて記載してください。

※ 2 枚目以降は上表のみの記載で結構です。